

暮らしの法律相談

コーナー

広告

052(979)1600

Q 昨年交通事故に遭い、怪我をしました。結局、怪我は完全には治らず、後遺症が残ってしまいました。これまでの治療費は事故の相手方が加入していた保険会社が支払っていましたが、これからの治療費などはどうなるのでしょうか。

A 交通事故で怪我をした場合、治るか(治癒)、症状固定するまでの治療費を保険会社が負担することになります。症状固定とは、治癒したわけではないのですが、これ以上治療を続けても症状が良くも悪くもならない状態のことをいいます。

症状固定後は、保険会社を通じて1級から14級までのいずれかの後遺障害等級の認定を受ければ、その等級に応じた慰謝料と逸失利益(後遺障害により労働能力が減退した分を補償するもの)などが支払われることになり、治療費という形では原則として支払われません。ただし、保険会社が提示する金額は、弁護士に依頼したり、裁判を行ったりした場合の金額と比べて低額の場合も少なくありません。疑問に感じた場合は、弁護士に相談することを勧めいたします。

今回答えて頂いた先生



西山 一博氏
西山法律事務所
(愛知県弁護士会所属)

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。平成10年4月弁護士登録。主に、企業の顧問弁護士業務(裁判、契約書・労務などその他企業との法律相談)、交通事故(被害者側)、離婚、相続、債務整理などの民事事件を取り扱う。

<http://www.iwo.jp>

●愛知県弁護士会所属

西山法律事務所

中区丸の内3-2-22

名城ビル6階

☎(052) 957-1106